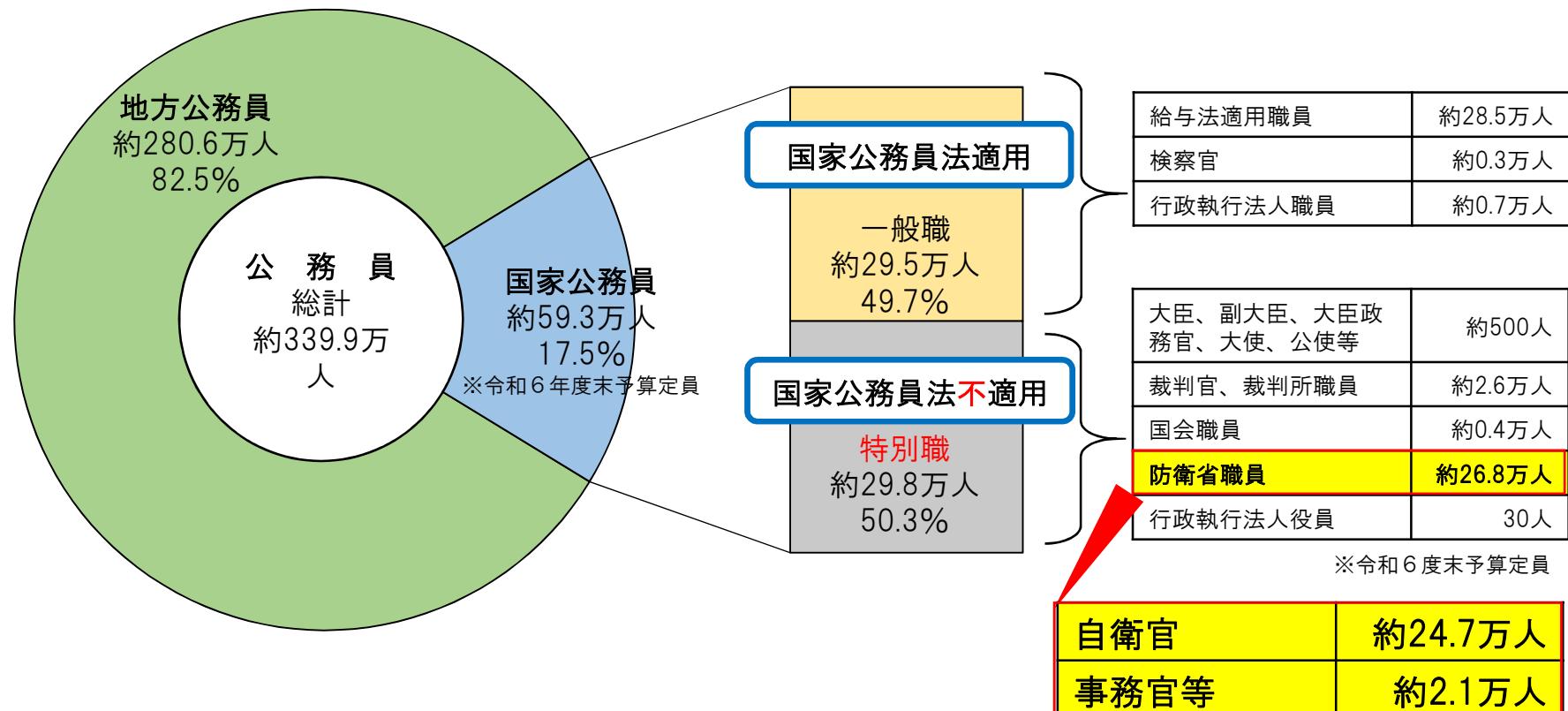


參 考 資 料

特別職としての自衛官とその特殊性①

自衛隊員の位置づけ

防衛省職員の定員 ⇒ 国家公務員全体の約45%（自衛官 約42%）



職務の性質上、一般職とは別に独立して人事管理（自衛隊法及び防衛省の職員の給与等に関する法律等で、人事・給与等を規定）

出典：「国家公務員の数と種類」人事院資料

特別職としての自衛官とその特殊性②

- 自衛官は、他の公務員と異なる様々な制約や負担が課されている。
- ➡ 制約や負担に見合った扱いが必要。

自衛官等に特有の要素

- ① **勤続年数の制約** → 生涯設計の難しさ

自衛官の定年年齢は、事務官等の定年年齢より若く、階級に応じ55歳～60歳

- ② **服務の宣誓** → リスクの負担

服務の宣誓（※）を実施し、危険・困難な状況においても職務を遂行する責務

※「（略）事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、もつて国民の負託にこたえることを誓います」

- ③ **常時勤務体制** → 精神的・肉体的負担

有事即応のため、営舎（艦艇）内または部隊近傍への居住が義務づけられ、待機態勢を確保

自衛隊法第54条 隊員は、何時でも職務に従事することができる態勢になければならない。

- ④ **法律による退職の制限** → 自衛隊の任務遂行を優先

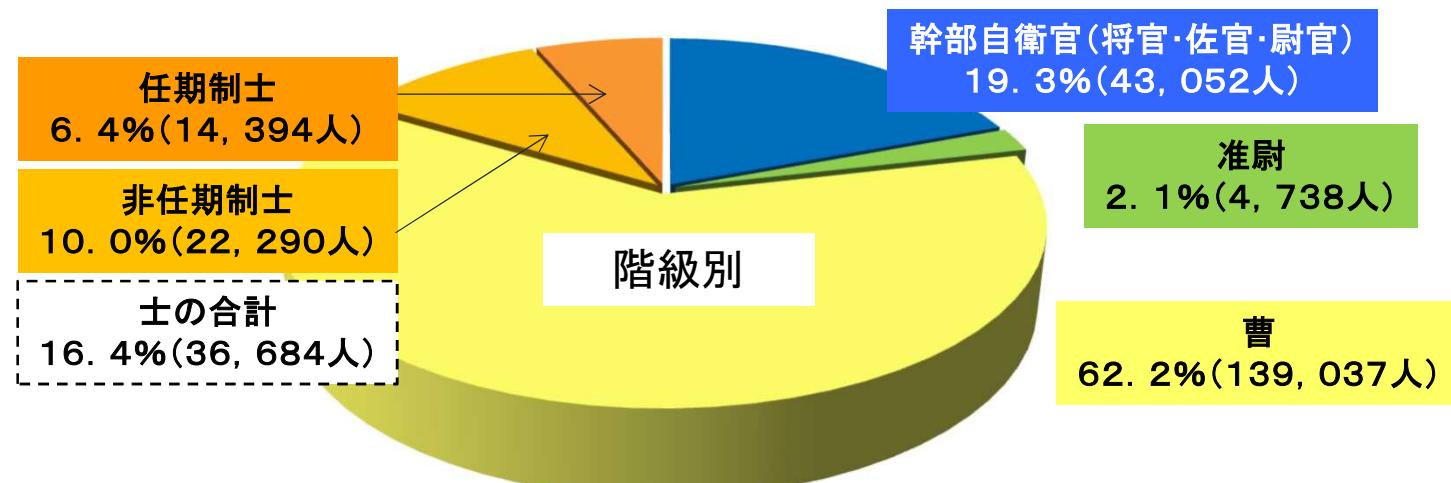
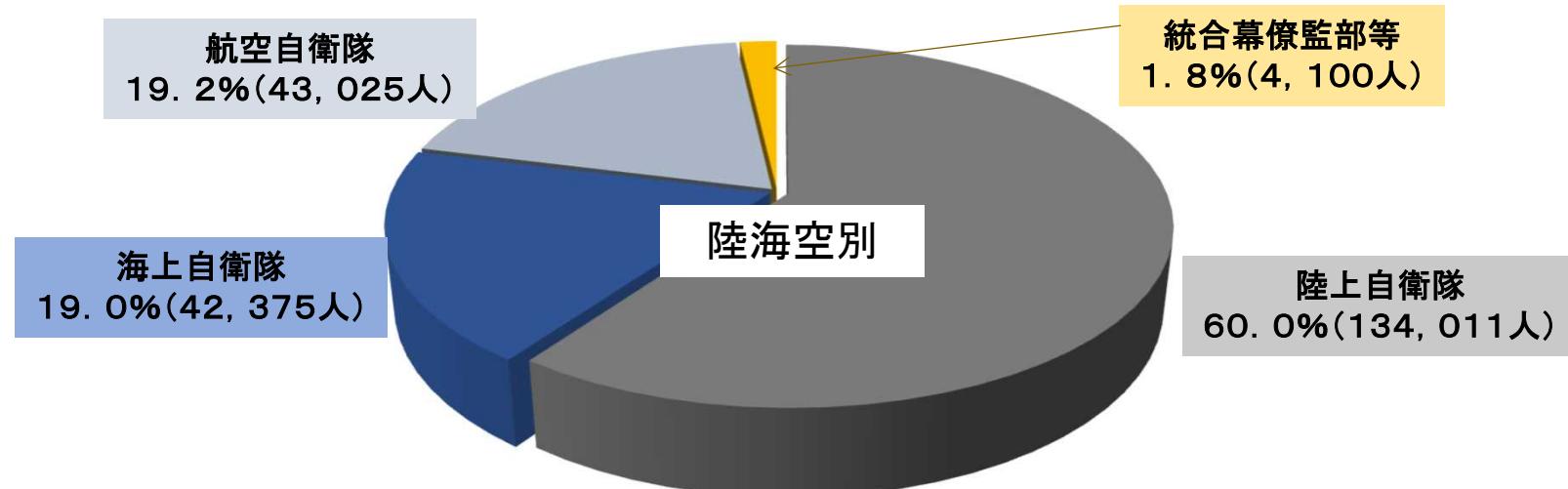
自衛隊法第40条 （略）隊員が退職することを申し出た場合において、これを承認することが自衛隊の任務の遂行に著しい支障を及ぼすと認めるときは、（略）その退職を承認しないことができる。

- ⑤ **離島・へき地を含め、引越を伴う転勤の多さ** → 本人のみならず家族への負担

50歳の幹部自衛官は11回程度、准曹は6回程度、異なる都道府県への転勤を経験

特別職としての自衛官とその特殊性③

自衛官の現員は、約22万人（令和5年度末現在：223,511人）



自衛官の人事・給与制度の概要と改善①

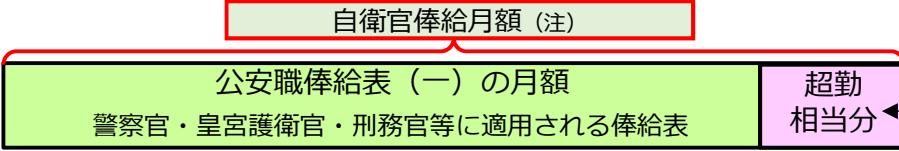
- 自衛官が定員割れとなっている中、これまででも独自の人事・給与等の制度の不断の改善を実施。
- 国家防衛戦略等を踏まえ、精強性にも配慮しつつ、自衛官の定年年齢の引き上げを行ったほか、各種手当も拡充。

自衛官の定年年齢引き上げ

	R2年 9月以前	R2年 10月	R3年 10月	R4年 10月	R5年 10月	R6年 10月
1佐	56歳		57歳			58歳
2佐	55歳		56歳			57歳
3佐	55歳		56歳			57歳
1尉	54歳	55歳			56歳	
2尉	54歳	55歳			56歳	
3尉	54歳	55歳			56歳	
准尉	54歳	55歳			56歳	
曹長	54歳	55歳			56歳	
1曹	54歳	55歳			56歳	
2曹	53歳			54歳		55歳
3曹	53歳			54歳		55歳

自衛官の人事・給与制度の概要と改善②

- 自衛官の給与制度は、所管法律である防衛省の職員の給与等に関する法律を基本法とし、自衛官の任務の特殊性を考慮して独自に規定
- 給与は、「俸給」「諸手当」「現物給与」「退職手当」で構成
- 自衛官も公務員であるため、民間準拠を基本とする一般職の給与を参考にすることで信頼性・公正性を確保しつつ、自衛隊の任務の特殊性を考慮した独自の各種手当等を設定

俸給		
<p>○常時勤務態勢等の任務の特殊性を踏まえ、超過勤務手当相当分を繰り入れた独自の俸給を支給</p> <p style="text-align: center;">自衛官俸給月額（注）</p>  <p>○一般的な国家公務員は職務に応じた俸給表が適用されるが、自衛官は階級に応じた俸給表を適用 ○俸給水準は、毎年の人事院勧告に準じた改定が基本</p>		
自衛官の手当	配置手当	○職務の複雑・困難性が高く、勤務条件が著しく特殊な配置に就く隊員に、俸給水準を調整する月例給として支給（例）特殊作戦隊員手当・乗組手当・航空手当 等（次頁参照）
諸手当	特殊勤務手当	○著しく危険、困難な勤務に従事した場合に、その都度、日額等を支給 (例) 災害派遣等手当・対空警戒対処等手当・海上警備等手当 等（次頁参照）
	一般職と同様の手当	○ボーナス（期末・勤勉手当）、扶養手当、通勤手当、住居手当、地域手当等
現物給与		○駐屯地内に居住する自衛官や災害派遣に従事する自衛官等に対し食事を無料支給 ○制服等を無料で支給又は貸与 ○自衛隊病院等において自己負担なく受診
退職手当		○定年退職した場合、最大で俸給月額の約47月分の額+在職期間中の階級に応じた調整額を支給（一般職と同様） (※) 具体的な支給額の例：1尉→約2,300万円、曹長→約2,000万円 ○任期制自衛官が任期満了で退職した場合には、特例の退職手当を支給

(注)イメージ図は2佐以下の例であり、1佐及び将補(二)は行政職俸給表(一)をベース。なお、将及び将補(一)は、事務次官、局長等に適用される指定職俸給表と同額。その他一定の控除あり。

自衛官の人事・給与制度の概要と改善③

自衛官独自の手当

1. 配置手当

- 配置手当は、パイロットや艦船乗組員、特殊作戦等に従事する隊員等、職務の複雑・困難性が高く、勤務条件が他の官職に比して著しく特殊である官職について給与上評価するもの

陸自 特殊作戦隊員手当

陸自特殊作戦群の隊員
(階級初号俸 × 49.5%)
【モデルケース】

特殊作戦隊員手当(月額) : 145,975円

陸自水陸機動団の隊員
(階級初号俸 × 33%)
【モデルケース】

特殊作戦隊員手当(月額) : 97,317円



海自 乗組手当

護衛艦の乗組員(俸給月額 × 43%)
【モデルケース】

乗組手当(月額) : 146,630円

潜水艦の乗組員(俸給月額 × 55.5%)
【モデルケース】

乗組手当(月額) : 189,255円



空自 航空手当

戦闘機操縦士
(階級初号俸 × 80%)
【モデルケース】

航空手当(月額) : 235,920円

輸送機等操縦士
(階級初号俸 × 60%)
【モデルケース】

航空手当(月額) : 176,940円



2. 特殊勤務手当

- 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に、勤務の特殊性に応じて支給される手当

No.	手 当 の 名 称	手 当 額
1	爆発物取扱作業等手当	日額 250円～10,400円 等
2	航空作業手当	日額 620円～5,100円
3	異常圧力内作業等手当	1時間当たり 210円～11,200円 日額 500円～2,100円 等
4	落下傘降下作業手当	1回当たり 850円～12,600円
5	駐留軍関係業務手当	日額 650円
6	南極手当	日額 1,800円～4,100円
7	夜間看護等手当	1回当たり 1,620円～6,800円
8	除雪手当	日額 300円又は450円
9	小笠原手当	日額 300円～5,510円
10	死体処理手当	日額 1,000円～3,200円
11	災害派遣等手当	日額 1,620円～42,000円 等

No.	手 当 の 名 称	手 当 額
12	対空警戒対等手当	日額 440円～1,100円
13	夜間特殊業務手当	1回当たり 410円～1,100円
14	航空管制手当	日額 340円～770円
15	国際緊急援助等手当	日額 1,400円～15,000円
16	海上警備等手当	日額 400円～7,700円
17	分べん取扱手当	1件当たり 10,000円
18	感染症看護等手当	日額 290円
19	救急救命処置手当	日額 1,000円又は2,000円
20	特殊過重勤務手当	日額 3,240円
21	レンジャー作業手当	日額 2,130円～4,260円

自衛官の人事・給与制度の概要と改善④

若年定年退職者給付金制度

項目	概要
目的	若年定年制から生ずる不利益を補うことにより、未だ出費のかさむ時期に定年を迎える自衛官の退職後の不安を取り除き、士気が高く資質の優れた隊員による自衛隊を維持することを目的とする政策的給付（社会保障である年金、勤続報償である退職手当、年功的性格である恩給とは性格が異なる。）
支給対象者（原則）	自衛官として20年以上勤続し、定年退職した者
支給額	<p>退職時俸給月額を基礎として算定する一時金</p> <p>【60歳まで】 自衛官の若年定年年齢と60歳との差1年につき退職時俸給月額の6か月分を支給することを基本 ※ 退職後最初の4月又は10月に第1回目を支給し、退職翌年の所得を踏まえ退職の翌々年の8月に第2回目を支給</p> <p>【60歳以降】 60歳と一般の国家公務員の定年年齢（定年引上げ後65歳）との差1年につき退職時俸給月額の3.45か月分を支給することを基本 ※ 60歳到達後最初の4月又は10月に第1回目を支給し、61歳の年の所得を踏まえ62歳の年の8月に第2回目を支給</p>

■若年定年退職者給付金支給額の例

階級	退職時 俸給月額	60歳まで		60歳以降	
		算定基礎期間	支給額/年	算定基礎期間	支給額/年
3佐	47万円	3年	280万円	5年	156万円
1尉	44万円	4年	264万円	5年	149万円
曹長	42万円	4年	250万円	5年	141万円

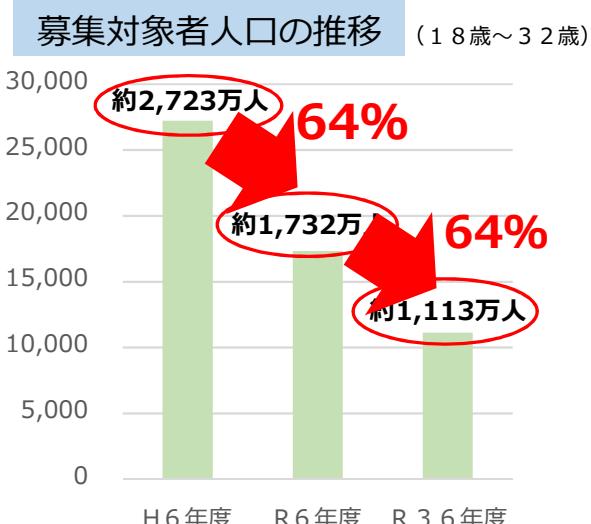
注1：退職時俸給月額は、令和5年度第1回目支給対象者の退職時平均俸給月額（令和4年9月調査）である。

2：60歳までの算定基礎期間は、自衛官の若年定年年齢（令和6年10月1日時点）と60歳との差の年数であり、60歳以降の算定基礎期間は、60歳と定年引上げ後の一般の国家公務員の定年年齢である65歳との差の年数である。

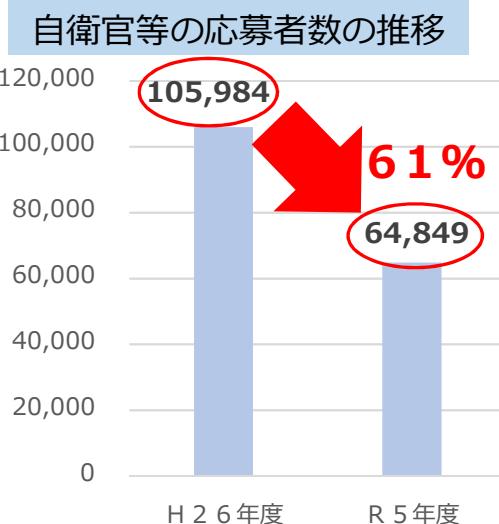
3：支給額は、所得による支給額の調整等がない場合である。

自衛官の応募者・採用者数等の推移

- 様々な施策を実施してきたものの、我が国的人口が減少する中で、自衛官の応募・採用者数は大幅に減少。
特に、2士（自衛官候補生・一般曹候補生）の採用が極めて厳しく中途退職者も増加。
- 警察・消防も含め、公務員全体の募集環境が厳しくなる中、離島・へき地を含め、引越しを伴う転勤の多い自衛官の採用は更に厳しい状況。

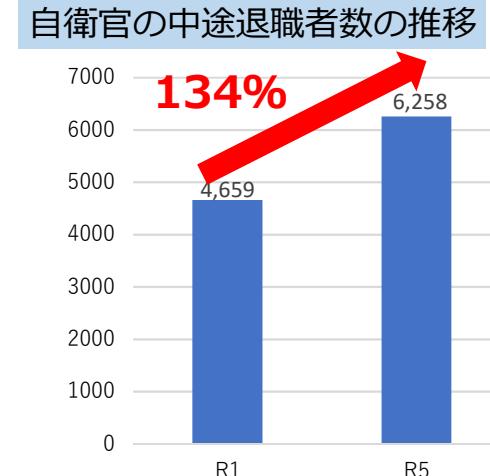


【出典】H6年度は総務省統計局「人口推計（年齢（各歳）、男女別人口（各年10月1日現在）総人口」、R6年度及びR36年度は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」による。



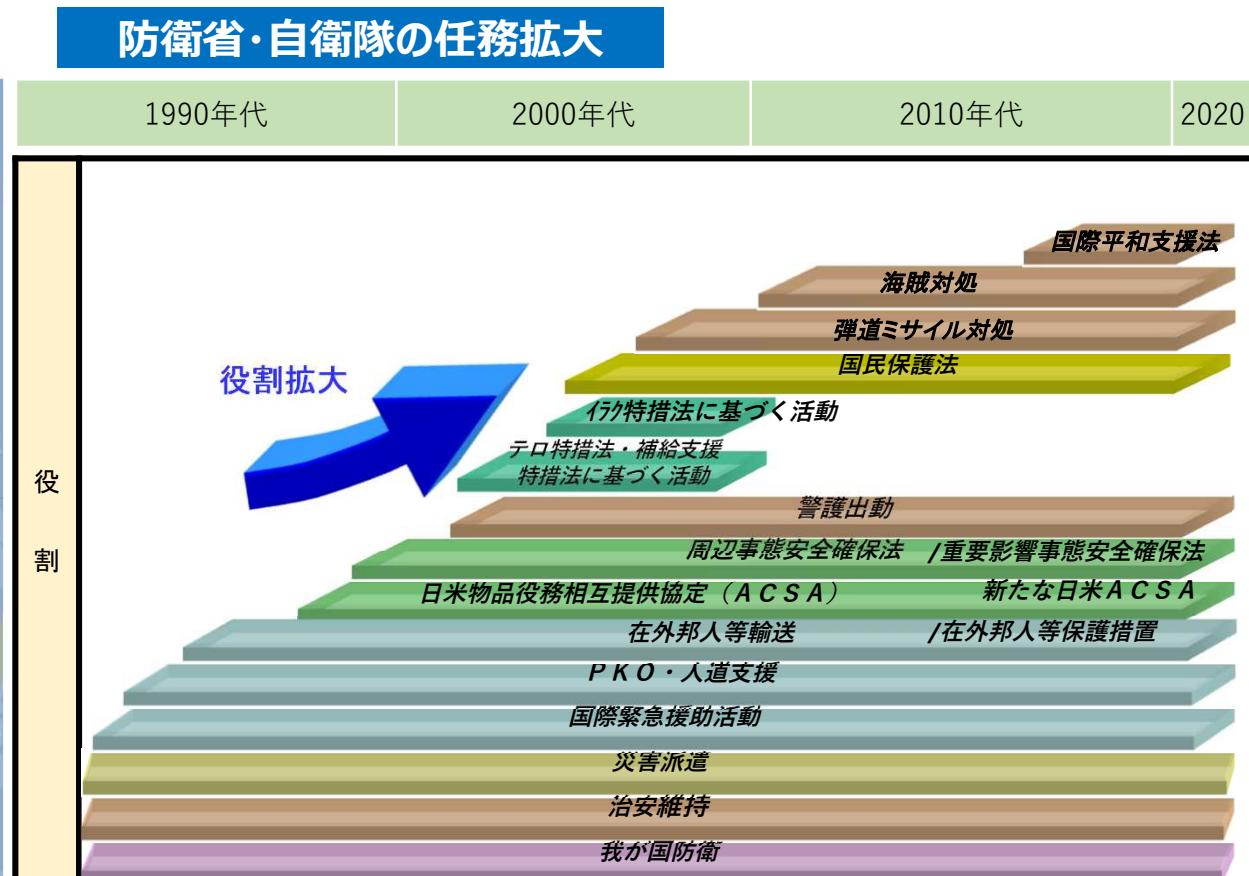
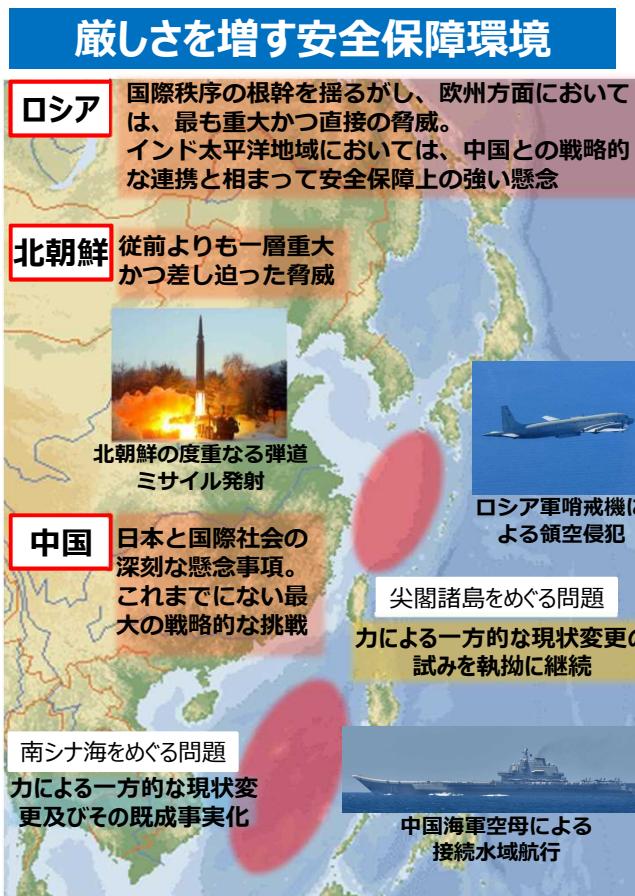
自衛官等の採用者数

	区分	計画数	採用人数	対計画比
R4 年度	一般曹候補生	6,980	6,132	88%
	自衛官候補生	9,245	3,988	43%
	その他	1,621	1,638	101%
R5 年度	合計	17,846	11,758	66%
	一般曹候補生	7,230	4,969	69%
	自衛官候補生	10,628	3,221	30%
合計	その他	1,740	1,769	102%
	合計	19,598	9,959	51%



安全保障環境の変化と防衛省・自衛隊の任務拡大

- 我が国は戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面。我が国周辺国等は、この10年で軍事的な能力の大幅な強化に加え、ミサイル発射や軍事的示威活動を急速に拡大・活発化させている。
- 防衛省・自衛隊の任務は拡大の一途であり、自衛官として質の高い人材を確保し続ける必要があるのではないか。
- 現在、国家防衛戦略等にしたがって防衛力の抜本的強化を進めているが、装備品の整備だけではなく、質の高い自衛官を確保し続けるため、自衛官に期待される役割、課された制約や負担に見合い、かつ、現代に相応しい待遇を打ち出す必要があるのではないか。



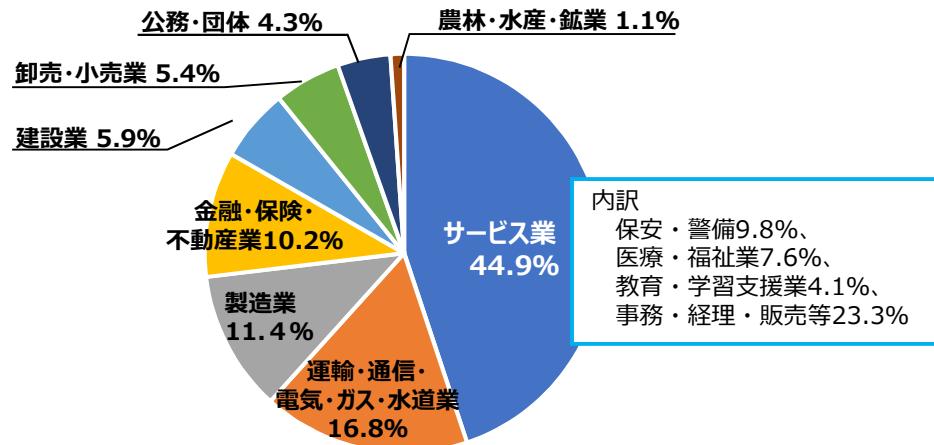
定年退職自衛官の再就職の状況

- 防衛省による再就職支援により、ほぼ全員の再就職先が決まっている一方、1年内の離職率は約17%。
 - 退職前の業務管理教育など再就職に向けた様々な取組みを行っているものの、定着に課題。
 - 各種業界ではスキルを持つ人材が不足しているところ、自衛官が自衛隊で培った知識、技能、経験を活かせる仕事に就くことで、貴重なスキルを持つ人材の循環につながる。
- 退職自衛官が年金支給開始年齢である65歳まで安んじて生活できるよう、また、自衛隊において培われた知識・経験を最大限活用できるよう、再就職先の拡大、ミスマッチの回避、待遇向上、再々就職支援が必要。

1. 再就職の状況

再就職実績 (令和元年～令和5年度平均)

退職者数	4,272人
再就職支援希望者数	3,168人
就職決定者数	3,125人
就職決定率	98.5%



2. 離職の状況

再就職者の離職率 (令和5年度※)

再就職後1年内に離職 約17%

離職理由：労働時間・残業・休日等
仕事の内容 など

※令和5年度退職自衛官の再就職状況等アンケート結果報告（陸上自衛隊）より
対象者：令和4年度陸上自衛隊若年定年制退職自衛官うち、
就職援助施策対象者2,848名
実施期間：令和6年1月8日～令和6年1月31日

3. 再就職先の一例

約8割※が再就職先（仕事の内容）に満足であるものの、再就職先の職務内容に着目すれば、自衛隊において培われた知識・技能・経験が必ずしも活かせていない者も見受けられる。

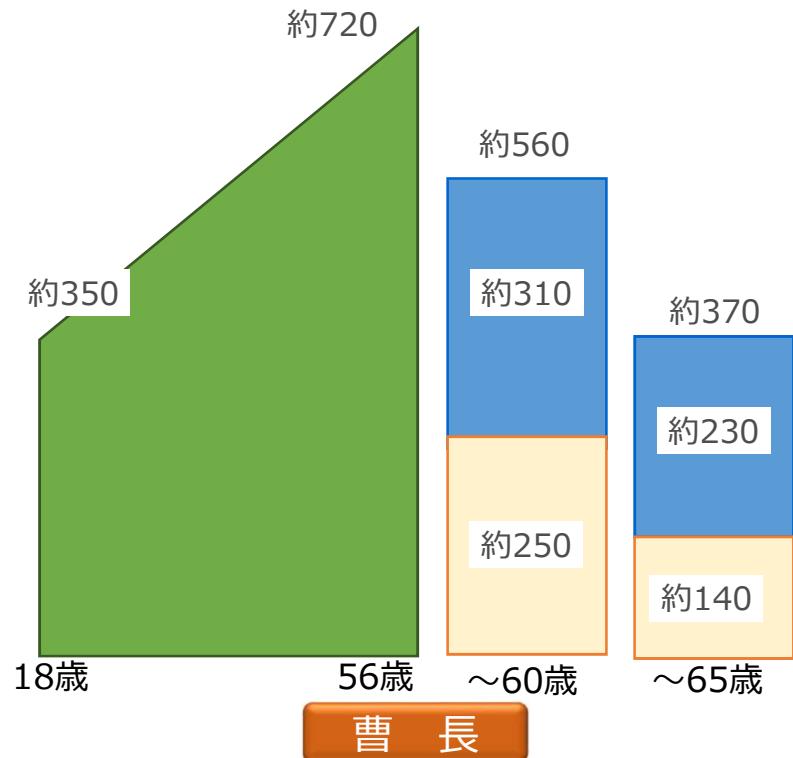
自衛隊で培った知識・技能・経験	退職時階級	再就職先業種	職務内容
教官	2佐	製造業	一般事務職
通信	1曹	販売・小売業	配送ドライバー
航空機整備	准尉	医療業	一般事務職
航空操縦士	2佐	金融業	営業職
艦艇職域（艦長）	1佐	保険業	一般事務職
艦艇職域（一般）	曹長	建設業	土木作業従事者

自衛官の年収のイメージ

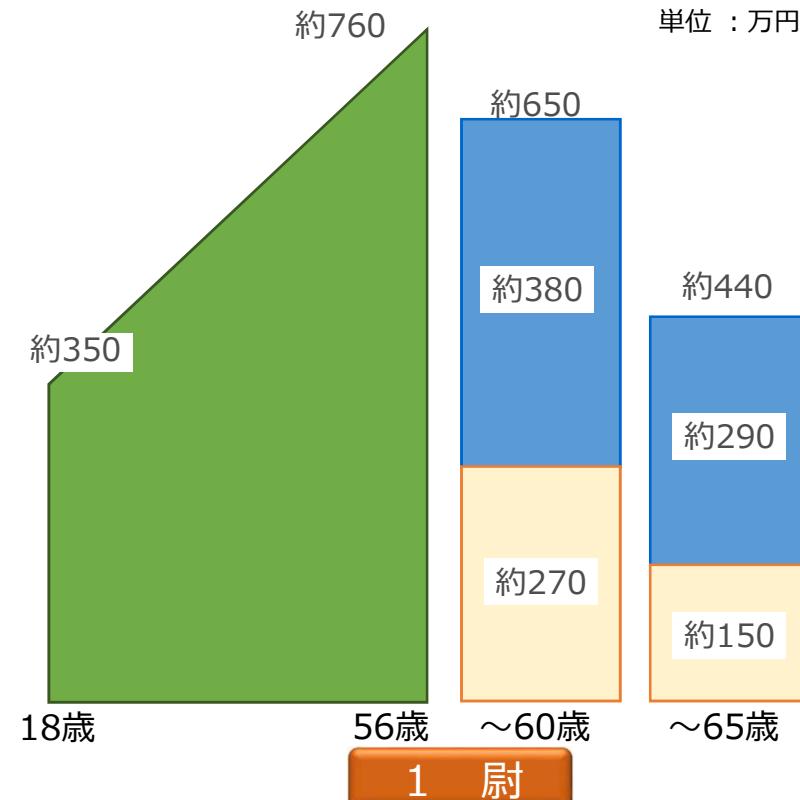
- 若年定年制における将来不安に対しては、若年定年退職者給付金を政策的に給付している。
- 一般に、56歳という若い年齢で定年退職するにもかかわらず、自衛官のその後の収入は現役時代に比べて低い中、自衛官としての知識・技能・経験を活かした職種への円滑な再就職による、安んじて生活できる収入の確保などを通じ、自衛官の将来不安の払しょくに取り組む必要。

自衛官の退職時の階級として大勢を占める曹長（幹部自衛官にあっては1尉）のモデルケース

(注)計数については精査中。また、退職時の階級や再就職先の状況により退職後の収入には様々なケースがあることに留意が必要



凡例
■：自衛官としての給与（年額）
■：再就職賃金（年額）
■：若年定年退職者給付金（年額）



※若年定年退職者給付金（～60歳）は、原則として、1年につき退職時の俸給月額の6か月分が支給される。61歳以降分の若年定年退職者給付金は、一般の国家公務員の定年引上げを踏まえて令和5年度から支給を開始しており、原則として、1年につき退職時の俸給月額の3.45か月分が支給される。

自衛隊において培われた知識・技能・経験

- 自衛官は自衛隊在職中に様々な知識、技能、経験を培っている。
- ➡ 退職後も各種業界において、その知識、技能、経験を活かし活躍することが重要。

自衛官の強み

幹部クラス

リーダーシップ、指導力、マネジメント能力

主に防衛大学校、一般大学を卒業後、幹部候補生として入隊し、基礎幹部教育、各職種の専門的知識、技能を学ぶ特技教育を修了した後、幹部として部隊に配置。

その後、管理者となるための資質、専門的技術の向上に努め、部隊指揮官など、組織運営の上位者として、各種管理及び調整等を積極的に行い、リーダーシップ、指導力、マネジメント能力を身に着けている。

准曹クラス

リーダーシップ、チームワーク力、責任感

主に一般曹候補生、任期制自衛官として一定期間自衛隊に勤務。

その後、部隊において専門技術の向上を図り、職種の専門家として、部隊等指揮官を補佐するとともに、小部隊の長として、任期制自衛官はじめ後輩の育成に尽力し、リーダーシップ、チームワーク力、責任感を身に着けている。

自衛隊で取得機会のある資格等（一例）

車両関係

- ・自動車整備士
- ・大型自動車運転免許（1種・2種）
- ・大型特殊運転免許
- ・けん引免許

船舶関係

- ・小型船舶操縦士
- ・潜水士
- ・海技士（航海・機関）

航空関係

- ・事業用操縦士（固定翼・回転翼）
- ・航空交通管制技能証明
- ・航空無線通信士
- ・航空英語能力証明

語学関係

- ・英語検定
- ・TOEIC

情報処理技術

- ・ITパスポート
- ・マイクロソフトワイスペシャリスト
- ・基本情報技術者
- ・応用情報技術者

建設・土木関係

- ・測量士補
- ・公害防止管理者
- ・危険物取扱者
- ・電気工事士
- ・ボイラー技士
- ・土木施工管理技士
- ・電気主任技術者

医療関係

- ・看護師
- ・診療放射線技師
- ・歯科技工士
- ・救急救命士
- ・臨床検査技師
- ・介護福祉士

その他

- ・調理師
- ・栄養士
- ・ドローン操縦士
- ・キャリアコンサルタント
- ・ファインシャルプランナー
- ・マンション管理士
- ・気象予報士